

第四十六回 参議院 地方行政委員会 會議録第三号

昭和三十九年二月四日(火曜日)

午前十時十四分開会

委員の異動

一月三十日

林 塩君

市川 房枝君

補欠選任

出席者は左のとおり

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

消防庁次長 川合 武君

事務局長 常任委員 鈴木 武君

会専門員 鈴木 武君

本日、の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員(竹中恒夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、理事の補欠互選についておはかりいたします。

去る一月三十日の委員の異動に伴い、理事に欠員を生じたので、この際、その補欠互選を行ないたいと存じます。

前例により、互選の方法を省略して、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、さよう取り運ぶことに御

異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、委員長から市川房枝君を理事に指名いたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本日は先議案件が二件、予備審査五件について説明を聴取したいと存じます。

まず、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。早川自治大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題となりまして消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

すでに御承知のように、非常勤の消防団員は、古くから地域住民の生命、財産を守るため、常に防災活動の第一線に立って活躍することを使命としておられます。そのために、消防団員は、一たん有事の際にはみずからの生命を一時放てきし、かつまた、一身の危険をおかし、その任務を遂行するというのがその実態であります。

この消防団員は全国でおよそ百五十万人を数えておりますが、これらの人々の、かかる労苦に報いるための措置は、遺憾ながら十分とは申せないのが実情であります。

このような事情を勘案し、消防団員の処遇を改善する方策の一環として、まして、消防団員として永年勤続して退職された人々の功労に対し、市町村から退職報償金を支給する制度を創設するとともに、この制度の的確な実施をはかることが、この法律案の趣旨とするところであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、消防組織法の改正についてであります。

これは、さきに述べましたように、消防団員が一定年限以上その職にありまして退職いたしました際に、市町村がその者またはその者の遺族に対し、一定額の退職報償金を支給すべき責任を法律上の制度として確立しようとするための改正であります。

第二は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の改正についてであります。

従来から、消防団員の公務災害補償につきましては、消防団員等公務災害補償責任基金が設置されております。

そこで、今回の消防団員に対する市町村の退職報償金の支給責任につきましても、対象となりますものが、公務災害補償と同じく消防団員でありますことから、従来の基金の業務に付加してこれをこなせることが至当であると考え、ここにこの法律の改正を行なうこととした次第であります。したがって、この法律案におきましては、基金の名称の変更を行なうことも

に、退職報償金に関する業務を付加したことによる関係規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、消防団員に対して退職報償金を支給する制度を創設するための法律案を提出いたしました理由と、その内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての質疑は、次回に譲りたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。早川自治大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題となりまして風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、善良の風俗を維持するため、設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業に際し、営業の場所、営業時間等について必要な制限を定めることができるものとすること、風俗営業及び設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業について年少者に関する禁止行為を定めること、風俗営業等取締法等に違反した飲食店営業者に対して、公安委員会が飲食店営業の停止を命ずることが

第二部 地方行政委員会會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

地方行政委員会

會議録第三号

昭和三十九年二月四日

参議院

できるものとする、罰則規定を整備すること等を、そのおもな内容としております。

まず、設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業の規制の範囲を明確にすることについて御説明いたします。

最近におけるいわゆる深夜喫茶等の実情を見ますと、特殊の照明や設備を施すなどいたしまして、外形的には風俗営業と区別できないような形態で営んでいられるものが増加の傾向にあります。このような営業は、一般的に風俗事犯の温床になっていられるほか、特に少年の非行を誘発し、非行少年のたまり場になっているのが実情であります。

この種営業に対する風俗的観点からの規制については、風俗営業等取締法第四条の二第一項において、「都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業について、必要な制限を定めることができる」と旨を定めているのであります。が、ここには業態の意義について明確を欠いておりますため、現実には、営業の手段、方法として行なわれる行為及びこれに付随して行なわれる行為について規制されているにすぎないのが実情であります。そこで、弊害の著しいこの種の営業に対しましては、「営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」について必要な制限を定めることができるといたしております。

この改正によりまして、たとえば、都道府県が条例によって、深夜において喫茶店を営んでならない場所を定め、そこにおきましてはいわゆる深夜喫茶はなくなることになるわけ

でございます。

次に、年少者に関する禁止行為を定めることについて御説明いたします。

最近、風俗営業や深夜飲食店等が、著しく年少者の福祉を害するような方法で営業を営んでいるという実情にかんがみまして、風俗営業者に対しましては、営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせ、または客の相手となってダンスをさせること、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること、及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを、また、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者に対しましては、都道府県が条例で定めた場合を除き、深夜の営業において、十八歳未満の者を客に接する業務に従事させ、もしくは営業所に客として立ち入らせること、及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを、それぞれ禁止することといたしております。

次に、飲食店営業者に対し、営業の停止を命ずることができるとするものの規定について御説明いたします。

客に飲食をさせる風俗営業と単なる飲食店営業との差異はきわめて微妙でありまして、外見上区別しがたいものが少なくないという実情にあります。そのため、飲食店営業の名において許可を受け、風俗営業を営んでいる者や風俗営業の許可を取り消された者で、なお、依然として飲食店営業の名のもとに、風俗営業と同じ形態の営業を継続している者が増加しつつあります。この際、風俗営業に対する規制の目的を達成いたしますために、風俗営業の許可を取り消し、もしくは営業停止の処分をしたとき、または飲食店営

業者が無許可で風俗営業を営み、または、公安委員会は、当該違反をした者が、当該施設を用いて営む飲食店営業につきましても、風俗営業者に対して営業停止を命じたときはその期間、その他の場合は六月をこえない範囲内で、営業の停止を命ずることができるといたしております。

また、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が、深夜における当該営業に關し、深夜において、法令に違反した場合におきましては、この種違反は、深夜以外におきましても善良の風俗を害するおそれがありますので、六月をこえない範囲内で、当該業者が、当該施設を用いて営む飲食店営業について営業の停止を命ずることができるといたしております。

なお、公安委員会が、飲食店営業について営業の停止を命じたときは、当該飲食店営業の許可について権限を有する機関にその旨を通知しなければならぬことといたしております。

次に、罰則を整備するための規定について御説明いたします。

設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における順守事項違反に対しましては、罰則規定を欠いております。また、これに対し有効な取り締まりを加えることが困難な実情にありますので、新たに設けられた年少者に関する禁止行為違反とともにこれを罰則規定にかからしめることといたしております。

なお、年少者に関する禁止行為違反のうち、風俗営業者が十八歳未満の者に客の接待をさせ、もしくは客の相手となつてダンスをさせたとき、または設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が、深夜において、十八歳未満の

者を客に接する業務に従事させたときは、これらの違反行為の特質にかんがみ、過失による行為をも処罰の対象にすることといたしております。

なお、この機会に、カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせている営業も、風俗営業に該当するものであること並びに風俗営業については「営業を営もうとする者の資格及び営業を営む者の行為」についても、条例により制限を定めることができることを、法文上明確にするとともに、遊技場営業の許可の更新期間を、ばちこ屋及び都道府県が条例で指定する営業については三月、その他の営業については六月ごとと改める等、関係規定の整備をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての質疑は、次回に譲りたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、地方自治法等の一部を改正する法律案、昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、以上五件を議題といたします。

それぞれ提案理由の説明を願います。早川自治大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、政府は、予算で定める金額の範囲内において、公営企業金融公庫に追加して出資することができるとし、この場合において、同公庫は、その出資額により資本金を増加するものとしようとするものであります。

御承知のように、公営企業金融公庫は、昭和三十三年六月に設立されて以来、地方公共団体の経営する水道事業、交通事業、電気事業等の各種公営企業にかかる地方債につき、低利かつ安定した資金を融通し、その貸し付け累計額は、昭和三十八年末において千億円を突破しております。今後、さらに、地方公営企業の順調な発展を期するためには、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を一そう充実する必要があり、予算で定める金額の範囲内で追加出資をすることができるといたしたのであります。

なお、別に御審議をいただいております昭和三十九年度予算におきましては、公営企業金融公庫に産業投資特別会計から一億円を追加出資することといたしております。

第二は、公営企業金融公庫の監事の権限を明確にしようとするものであります。政府といたしましては、公営企業金融公庫設立の目的が十分達成されるよう常に努力しているところであり、さらに公庫の業務が適正かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を明確にしようとするものであります。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを

をお願い申し上げる次第であります。

次に、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

固定資産税及び都市計画税につきましては、昭和三十一年度分から新固定資産評価基準による固定資産の評価に基づいて課税が行なわれることとなりますので、これに伴い固定資産税負担の調整を講ずる必要があります。このため、固定資産税負担の調整措置については別途御審議をいただきたいと考えておりますが、さしあたり、課税の円滑化をはかるためには、固定資産課税台帳の縦覧期間等を延期する措置を講ずることが適当であると考えられるのであります。これが、この法律案を提出した理由であります。

次に、その趣旨について御説明申し上げます。

現行の規定によりますと、固定資産課税台帳の縦覧期間は、三月一日から同月二十日までと定められていたものであります。課程の円滑化をはかるため、これを昭和三十一年度に限り、一月延期することに改めたのであります。また固定資産課税台帳の縦覧期間を延期することとしたに伴い、固定資産税及び都市計画税の第一期の納期、固定資産評価審査委員会の開会の期間等も一月ずつ延期することとしたのであります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題になりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京府市を合体として東京都制が制定されて以来、都は、府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、原則として、市の事務をもあわせ行なうものとされており、東京への人口及び産業の過度集中が進むにつれて、都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都として、また大都市としての機能を十分に果たすことができない状態になっているのであります。この法律案は、このような都行政の現状を改善するため、一昨年十月地方制度調査会から提出されました「首都制度当面の改革に関する答申」の趣旨にのっとり、都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行なうとするものであります。以下、改正法律案の内容の主要事項につきまして御説明申し上げます。

第一に、都と特別区の間における事務の配分について、都が、その負担を軽くして、総合的な計画の作成、大規模な建設事業、特別区及び市町村の連絡調整等、重要な事務に専念できるようにするため、都が処理している事務のうち一般の市に属する事務は、でき

るだけこれを特別区へ移譲することにより、その合理化をはかるとともに、特別区の権限を拡充することにいたしましたのであります。

この法律によって新たに特別区へ移譲されることとなる事務のおもなものは、一、福祉事務所、生活保護、老人福祉、行旅病人及び行旅死亡の取り扱い等、社会福祉に関する事務、二、保健所及び衛生保護相談所の施設の管理並びに伝染病予防、結核予防、トラホーム予防、寄生虫病予防等、保健衛生に関する事務、三、清掃に関する事務、四、土地区画整理事業及び防災建築街区造成事業、五、建築基準行政に関する事務等であります。もっとも、これらの事業のうちでも、特別区の存する区域を通じ一元的に処理することが必要なもの、大規模な建設事業にかかると等については、政令で除外することができるといたしております。

第二に特別区の議会の議員の定数の定限を、六十人と定めることとしたのであります。

第三に、都から特別区への事務の移譲に伴い、特別区の存する区域において、都と特別区及び特別区相互間における事務処理の連絡調整をはかるため、都区協議会を設けることとし、事務委任条例、特別区調整条例、都区財政調整条例の制定にあたっては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聞かなければならないこととしたのであります。

第四に、都と特別区との間における財源の配分については、現行の都区間の財政調整制度を維持しながら、都から特別区への事務移譲により新たに、

特別区が処理することとなる事務に要する経費の財源を特別区に与えるとともに、特別区の財政面における自主性を一そう強化するために、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等、固定資産税及び市町村民税法人分を除く市町村税を特別区税として新たに法定することとしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

前特別国会において可決成立をみた第二次補正予算により、国家公務員の給与改定に準じて地方公務員についても給与改定を行なう場合の所要経費の財源措置を含め、本年度における地方交付税法第十条第二項の規定による各地方団体の財源不足額の合算額に相当する額の普通交付税を完全に確保できる見通しであり、この結果、普通交付税の総額は、五千四百四十九億円、特別交付税の総額は、臨時地方特別交付金を含め、三百六十三億円の見込みで、昨年度にくらべ、それぞれ八百九十億円、四十七億円程度の増加と相なっております。

したがって、現在御審議を願っております第三次補正予算によって増額される地方交付税の額は、百三十七億円でありますが、現行制度によりますれば、その全額が地方交付税法第六条の三第一項の規定により、本年度の特別

交付税の総額に加算されることとなるわけであり、

もとより、地方財政の現況は、いまだ立ちおくれしている行政水準の引き上げ等のため、さらに多くの財源を必要としているのであります。特別交付税の総額も昨年度に比べかなり増額されていることでもあり、また、本年度もすでに余すところ幾ばくもない時期となっており、予定されている地方税制の改正等、明年度における地方財政の変動に対処する必要等を考慮すれば、この際、今回の補正予算によって増額計上される地方交付税の額につきまして、災害等新たに緊急の財政需要を生じない限り、その全額を翌年度に繰り越し、明年度の地方交付税の総額に加算して配分することといたしたいと考えるのであります。

以上が、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

最後に、ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

奄美群島の復興につきましては、奄美群島復興特別措置法に基づき、昭和二十九年年度を初年度とする復興計画が策定され、これに基づいて各般の事業を実施してまいりましたことは御承知のとおりであります。復興計画は、昭和三十八年度をもっ

て終了することになるのであります。が、復興事業の実施により基礎的な公共施設は一応の整備をみ、民生も安定して、群島の面目は一新されつつあるものであります。群島住民の生活水準を戦前の本土生活水準に達せしめようという復興計画の目標はほぼ達成し得るものと考えておるのであります。

しかしながら、この間におけるわが国経済の伸長は著しいものがあるため、群島住民の生活水準は現在の本土に比較すれば、なお、その半ばにも達しないのであります。復興計画の成果を維持し、さらに群島住民の生活水準の向上をはかるためには、引き続き特別の措置を講ずる必要があるのであります。

このことにつきましては、昨年の第四十三回国会における奄美群島復興特別措置法の一部改正に際し、衆参両院地方行政委員会におきまして、附帯決議がなされたところであります。

政府といたしましては、このような理由から、引き続き復興五カ年計画を策定し、復興計画を補完するとともに、主要産業の振興を中心とする事業の推進をはかるべきであると考え、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、題名を奄美群島振興特別措置法に改め、目的に主要産業の育成等の措置を講ずることを加えるとともに、法律の有効期間を昭和四十四年三月三十一日まで延長することとしたのであります。

第二に、新たに昭和三十九年度を初年度とし、五カ年度にわたる振興計画

を策定することとし、これに基づく事業を円滑に実施するため、所要の規定の整備をはかったのであります。

第三に、奄美群島復興審議会及び奄美群島復興信用基金の名称を、それぞれ奄美群島振興審議会及び奄美群島振興信用基金に改めることにしたのであります。

第四に、奄美群島振興信用基金の融資業務に要する資金に充てるため、国は予算で定める金額の範囲内で出資することができるとの規定を設けたのであります。

第五に、復興計画に基づく事業により取得された国有財産のうち特定のものについて、それぞれの関係地方公共団体に対し、譲与する旨、規定を設けたのであります。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明したのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 以上、五予備審査案件についての本日の審査は、この程度といたしたいと思います。この程度にいたしたいと存じます。

次会は二月六日(木曜日)午前十時、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について審査を行なう予定です。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十分散会

一月二十九日本委員会に左の案件

を付託された。

一、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

二、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部改正

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」に改める。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法

第一条中「支払責任」の下に「並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給(以下「消防団員退職報償金の支給」という。)に関する市町村の責任」を加え、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改め、「もつて消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員退職報償金の支給」を加える。

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 市町村との消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項

第六条中「監事三人」を「監事四人」に改める。

第七条第六項中「常務理事」を「常勤の役員」に改める。

第八条第五項中「及び消防団員を代表する者」を「消防団員を代表する者及び学識経験者に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)

第九条の二 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

第十条本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村」に、「又は応急措置

の業務に従事した者」を「若しくは応急措置の業務に従事した者」に、「又は葬祭補償」を「若しくは葬祭補償」に改め、「経費」の下に「又は当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費」を加える。

第十三条第一項中「行う消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を、「当該消防団員等公務災害補償」の下に「若しくは当該消防団員退職報償金の支給」を、「基金が消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の消防組織法第十五条の八並びに改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」という。)第一条及び第十条の規定は、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

3 市町村は、この法律の施行後三月以内に、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、新法第十一条の規定に

よる掛金を支払わなければならない。

(印紙税法の一部改正)

4 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第五号ノ五ノ二中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二号の五第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「消

防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「客席で」を削り、同条第二号中「客席で」を「設備を設けて」に改める。

第二条第三項中「一月」を「三月」に、「三月」を「六月」に改める。

第三条中「風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等」を「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営業における営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」に改める。

第四条中「若しくは」の下に「六月をこえない範囲内で期間を定め」を加え、同条に次の二項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業(第一条第四号及び第七号の営業を除く。以下この項において同じ。)の許可を取り消し、若しくは風俗営業の停止を命ずるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条第一項の許可に係るものをい

う。以下同じ。)について、六月(前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

3 公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、第二条第一項の規定に違反した場合において、善良の風俗を害するおそれがあるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第四条の二の見出し中「飲食店営業」を「飲食店業務」に改め、同条第一項中「客席を設けて客に飲食をさせる営業(以下「飲食店営業」という。)の深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内においてこれと異なる時間を定めたときは、その時間とする。以下同じ。)における営業態」を「設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいう。以下同じ。)における営業に關し、営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」に改め、同条第二項中「飲食店営業を営む者」を「前項の営業を営む者」に、「深夜における飲食店営業について」を「飲食店営業について、六月をこえない範囲内で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(年少者に關する禁止行為)

第四条の三 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

三 営業所で二十歳未満の客に酒類を提供すること。

四 設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、深夜の営業において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること(都道府県が条例で定める場合を除く。)

二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

三 営業所で二十歳未満の客に酒類を提供すること。

四 設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、深夜の営業において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること(都道府県が条例で定める場合を除く。)

二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(都道府県が条例で定める場合を除く。)

三 営業所で二十歳未満の客に酒類を提供すること。

第五条中「前条第二項」を「第四条の二第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(飲食店営業の停止の通知)

第五条の二 公安委員会は、第四条第二項若しくは第三項又は第四条の二第二項の規定により飲食店営業の停止を命じたときは、すみやかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

第六条第一項中「飲食店営業」を「設備を設けて客に飲食をさせる営業」に改める。

第七条第二項中「第三条の規定に基く都道府県の条例に違反した者」

を「第三条若しくは第四条の二第一項の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は第四条の三の規定に違反した者」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条の三第一項第一号又は第二項第一号の規定に違反した者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に法令又は改正前の第三條若しくは第四條の二第一項の規定に基く都道府県の条例に違反した行為に対する公安委員会の処分については、なお従前の例による。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めると

きは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。第十條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、新産業都市建設に関する請願（第九三三号）

一、昭和三十九年度の地方税減税に伴う地方交付税増額に関する請願（第一四二二号）

一、市町村民税の不均衡是正に関する請願（第一四三三号）

一、県立高等学校施設建設事業の財源措置に関する請願（第一四七号）

一、大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願（第一八七号）

一、固定資産の評価替えに関する請願（第二〇九号）

一、農地評価制度改定に関する請願（第二二二号）

第九三三号 昭和三十八年十二月二十四日受理
新産業都市建設に関する請願
請願者 新潟県議会議長 平田 早苗

紹介議員 小柳 牧衛君

昭和三十九年度から新産業都市建設事業が円滑に実施できるよう、左の事項を中心に、早急に関係法律並びに実施の運用規定等の改正整備の措置を講ずるとともに、総合的統一的な建設事業が行なわれるよう国の配慮を要望するとの請願。

一、新産業都市の建設にあつては、国家資金の計画的かつ重点的な投入が行なわれるよう配慮すること。

二、公共投資の重点的配分に対応して地元負担の増大が予想されるので、これが軽減を図るため公共事業に対する高率補助の措置を講ずること。

三、建設資金の確保を図るため、起債わく及び起債対象事業の拡大並びに充当率の引上げを行なう等地方債について特別の配慮をすること。

四、道路事業については、これを適債事業として起債の充当を認めるほか、人口増に伴う学校、公営住宅の建設、住宅用地の確保等について配慮すること。

五、起債の元利償還については、その財源確保のため、地域の開発に伴う一般財源の増加に対応した償還ができるよう特別の措置を講じ、後年度の財政負担緩和について配慮すること。

六、先行投資的な公共用地の取得を公共事業として認めるよう配慮すること。

七、新産業都市の建設に関連して農林漁業の構造改善、転業者に対する職業あつ旋、補導、訓練等の特別の措置を講ずること。

新産業都市建設促進法に基づき、新潟県は、新潟地区新産業都市区域の指定について申請を行なつたが、今後これが建設促進を図るには、現行の行財政制度下においては多大の困難を伴うため、その改善整備について適切な措置が行なわれることを期待している。幸い、新産業都市建設促進法には、新産業都市建設のため国の財政援助規定をはじめとして種々の特別措置が定められているので、すみやかに願望の達成を図られたい。

第一四二二号 昭和三十八年十二月二十五日受理
昭和三十九年度の地方税減税に伴う地方交付税増額に関する請願
請願者 長野県議会議長 西沢 寛志

紹介議員 羽生 三七君

昭和三十九年度の地方税減税に伴う補給金対策にあわせ地方交付税を増額し、市町村の財政基盤をいっそう強化するよう強く要請するとの請願。

市町村財政は、財政難の一途をたどっている現状から自主財源の大部分を市町村民税及び固定資産税に求めていることは周知のとおりである。聞くところによると、現行市町村民税の課税方式を本文方式に統一し、税率を準拠税率制度から標準税率制度に改め、これに伴う減収については減収補給金をもつて補てんする模様であるが、市町村間に市町村民税の負担格差がある現状からしてきわめて適切な措置である。

第一四三三号 昭和三十八年十二月二

十五日受理

市町村民税の不均衡是正に関する請願
請願者 長野県議会議長 西沢 寛志

紹介議員 羽生 三七君

市町村民税の課税方式を統一するため法的措置をとるとともに、これがため市町村の財政に少な過ぎる減収を補てんする特別措置を講ずるよう強く要請するとの請願。

市町村民税が市町村ごとに課税方式を異にし、税負担にきわめて格差があることは納税者の立場から理解できないものがある。しかも、財政力の貧弱な市町村ほど税負担が重いことは、負担の均衡を重点とする税制のうえからも適当とは思われたい。

第一四七号 昭和三十八年十二月二十五日受理
県立高等学校施設建設事業の財源措置に関する請願
請願者 長野県議会議長 西沢 寛志

紹介議員 林 虎雄君

地方財政法の一部改正法の施行に当つては、県立高等学校施設建設事業については、従来の地元負担金に見合う財源補てん措置を必ず講ずるよう強く要請するとの請願。

県立高等学校施設の建設事業費に係る市町村の負担及び住民への負担軽減の禁止に関する地方財政法の改正規定は昭和三十九年四月一日から施行されることになつてゐるが、その趣旨には異論のないところである。

設にあつては、いぜんとしてひつ迫した県財政のもとにあつて、関係市町村ないしは住民に相当額の地元負担を求めたまま、老朽校舎の改築すら満足にできない現状である。

第一八七号 昭和三十九年一月八日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内 大衆飲食業協議会内 毛利銅三外五名

紹介議員 小林 英三君

地方税法中大衆に関する料理飲食等消費税について左記の改正措置を講ぜられたいとの請願。

一、接待を伴わない飲食の免税点（現行五百円）を八百円に引き上げること。

二、チケット制飲食店の免税点（現行二百五十円）を三百五十円に引き上げること。

料理飲食等消費税は、第三十八回国会において現名称に変わると同時に従来高級と大衆との間に設けられていた消費区分（高級百分の十五、大衆百分の十）を一挙に撤廃し、現行のオール一割課税に改められたもので、この措置によつて高級面は著しく緩和されたが、その反面大衆飲食との均衡を失つた。また、大衆飲食に対する現行免税点五百円は第三十六回国会において旅館の基礎控除五百円と同時に決議されたものであつて、旅館の基礎控除が八百円に引き上げられた以上当然大衆の免税点もそれと対応させるべきである。今国会においてこの不均衡を是正し、大衆課税の

漸減を期せられたい。

第二〇九号 昭和三十一年一月十三日受理

固定資産の評価替えに関する請願

請願者 宮崎県議会議長 坂元

親男

紹介議員 平島 敏夫君

昭和三十一年四月地方税法の一部改正に基づいて、昭和三十一年度において固定資産の評価替えを実施するにあたっては、農地に対する課税価格の引上げ等の行なわれないよう左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、制度改正に基づく固定資産の評価及び課税の実施を延期すること。

二、固定資産評価制度の改正を再検討し、とくに農地については農業による収益性を適確に反映しうる評価方法を採用すること。

三、固定資産税関係諸税間及び市町村個別納税者、各資産間の評価の不均衡は増税の回避を前提条件として調整すること。

全固定資産の評価替えについて、納税者は、今回の改正は免税点が考慮されていないこと、さらに減税の趣旨が明らかでないとの点からみて、また政府自ら税負担の増進を緩和するための経過的調整の措置が配慮されている点からみて、この改正制度が固定資産税を中心とする地方税負担の増進を伴うものであることを憂慮するものである。とくに農地の評価については、一部の売買事例価格を基準として、大部分の売買事例のない農地を比準評価することとは、農地の収益性からみて不合理であるばかりでなく、農地に対する課

税価格の引上げは、取引価格の値上げを刺激し、農地価格の高騰と増税の悪循環を招く恐れがある。

第二二一号 昭和三十一年一月十四日受理

農地評価制度改正に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 北川

弥助

紹介議員 西川其五郎君

固定資産税の農地新評価基準については、農民に対し、いたずらに不安と動搖を与えることなく、希望をもつて農業に従事しうよう、左記事項の実現を期せられたいとの請願。

一、新評価基準の昭和三十一年度からの実施については、慎重を期すること。

二、農地等農業用固定資産に対する課税のあり方について根本的に検討すること。

三、地方財政については、当面の税制改正による減収分は、これを地方交付税の増額によつて補てんするものとし、さらに恒久的な財源の確立方策につき検討すること。

昭和三十一年度から実施の予定といわれる固定資産税の農地新評価方式は、売買事例価格（時価）を基にし、限界収益率によつて修正するものであるが、これによつて農地の適正な価格を求めようかどうかは当初から疑問とされた点で、このことは現に行なわれていた評価作業の経過と結果にも現実的にあらわれてきている。このような評価を基にして固定資産税を課することになれば、納税者の負担が適正と均衡を欠き、場合によつては地方自治にこのましくない問題をもたらすことにな

る。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案

一、地方自治法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十二項から第三十五項までを二項ずつ繰り下げ、第三十一項の次に次の二項を加える。

（昭和三十一年度分の固定資産税に関する特例）

32 昭和三十一年度分の固定資産税に限り、第三百六十二条第一項中「四月」とあるのは「五月」と、第三百八十九条第一項及び第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年三月三十一日」と、第四百十五条第一項中「毎年三月一日から同月二十日まで」とあるのは「昭和三十一年四月一日から同月二十日まで」と、「毎年三月二十一日」とあるのは「昭和三十一年四月二十一日」と、第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十一年五月中」と、第四百二十八条第一項中「毎年三月一日から四月三十日まで」とあるのは「昭和三十一年四月一日から同年五月三十一日まで」と、第

七百四十三条第一項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年三月三十一日」と、同条第三項中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十一年五月中」とする。

（昭和三十一年度分の都市計画税に関する特例）

33 昭和三十一年度分の都市計画税に限り、第七百二条の六第一項中「四月」とあるのは「五月」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律案
地方自治法等の一部を改正する法律

（地方自治法の一部改正）
第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項を次のように改める。

特別区は、第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるようなその公共事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされている事務のほか、第十三号から第二十号までに掲げる事務のうち法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務並びに第六号及び第二十一号に掲げる事務を処理する。

一 小学校、中学校及び幼稚園を設置し、及び管理し、並びにこれらに関する教育事務を行なうこと。ただし、教育職員の任用

その他の身分取扱い、教育課程及び教育書その他の教材の取扱いに係るものを除く。

二 公園、運動場、広場及び緑地を設置し、及び管理すること。

三 図書館、公民館、体育館及び公会堂を設置し、及び管理し、その他社会教育に関する事務を行なうこと。

四 福祉に関する事務所及び民生委員推薦会を設置し、児童福祉施設、公益質屋、宿泊所及び生活館を設置し、及び管理し、その他社会福祉に関する事務を行なうこと。

五 国民健康保険を行なうこと。

六 保健所及び優生保護相談所の施設の管理に関する事務で政令で定めるものを行なうこと。

七 診療所及び公衆浴場を設置し、及び管理し、その他保健衛生に関する事務を行なうこと。

八 街路樹及び道路の照明施設を設置し、及び管理すること。

九 公共溝渠を管理すること。

十 小売市場を設置し、及び管理すること。

十一 産業の振興助成に関する事務を行なうこと。

十二 身分証明、印鑑証明及び登録に関する事務を行なうこと。

十三 生活保護、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、行旅病人及び行旅死亡人の取扱、売春防止並びに老人福祉に関する事務を行なうこと。

十四 伝染病予防、トラホーム予防及び寄生虫病予防に関する事務を行なうこと。ただし、政令

で定めるものを除く。

十五 清掃に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十六 道路を設置し、及び管理すること。

十七 土地区画整理事業及び市街地改造事業を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十八 防災建築街区造成事業及び防災建築街区造成に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十九 建築基準行政に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

二十 競馬を行なうこと。

二十一 次項の規定による都の条例により特別区に属する事務

第二百八十一条第三項中「第四項」を「次項」に改め、「特別区の議会その他学識経験を有する者等の意見を聴き」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市に関する規定を都に適用する。

第二百八十一条の二第四項中「前項」を「第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

特別区の区長は、第二項の規定によりその権限に属する保健衛生に関する事務で政令で定めるものを、政令の定めるところにより、都が当該特別区の区域内に設置した保健所の長に委任して行なわせることができる。この場合において、保健所の長がした処分は、不

服申立てに關しては、特別区の区長がした処分とみなす。

第二百八十一条の二第二項の次に次の一項を加え、同条を第二百八十一条の三とする。

前項の規定により特別区の区長の権限に属するものを除くほか、特別区の存する区域においては、法律又はこれに基づく政令の規定により市長が管理し、及び執行しなければならぬ事務は、都知事がこれを管理し、及び執行する。この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市長に関する規定を都知事に適用する。

第二百八十一条の次に次の一條を加える。

第二百八十一条の二 特別区の議会の議員の定数は、六十人をもつて定限とする。

第二百八十二条第二項中「及び前条第二項(同条第四項)」を「並びに前条第二項及び第四項(同条第六項)」に改め、「特別区の意見を聴いて」を削り、同条第三項中「特別区の存する区域における都の事務の処理との」を「都と特別区及び特別区相互の間の」に改め、「処理について」の下に「その処理の基準を示す等」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

都は、前項の条例に基づいて必要な措置を講じたときは、政令の定めるところにより、当該措置を自治大臣に報告しなければならない。自治大臣は、必要があると認めるときは、第二項に規定する

条例又は前項に規定する措置について必要な助言又は勧告をすることができ。

第二百八十二条の次に次の一條を加える。

第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理又は都知事及び特別区の区長の権限に属する国の事務の管理及び執行について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見をきかなければならない。

前二項に定めるもののほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百八十三条に次の二項を加える。

他の法令の市に関する規定中第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するものは、特別区にこれを適用する。

前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に関する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができ。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(都に關する特例)

第五十九条 都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務は、都の教育委員会が処理する。

2 前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(公益質屋法の一部改正)

第四条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように

改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村(特別区ヲ含む以下之ニ同ジ)」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「特別区においては保健所長を経て都知事に」を削り、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十条の二第二項中「市長」の下に「若しくは特別区の区長」を加える。

第五十九条中「第二十一条の規定によつてした処分」の下に「特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を加える。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 削除

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「特別区を含む。」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第七条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び指定都市」を「指定都市及び特別区」に、「市及び」を「市、特別区及び」に改める。

第十四条第二項中「市町村長」を

「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」に改める。
第十五条第二号中「市」を「市(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。
第二十条中「市町村」を「市町村

別表

区	分		福祉地区の数
	都道府県	指定都市	
	地方事務所又は支庁(道にあつては、支庁出張所を含む。)の管轄する区域	地方事務所又は支庁(道にあつては、支庁出張所を含む。)の管轄する区域	
	その他の区域	その他人口十万人ごとに一	
特別区		おおむね人口十万人ごとに一	

(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。
第五十七条第一項中「(特別区を含む。この章において以下同じ。)」を削る。
別表を次のように改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第八条 精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「(特別区を含む。)」を削る。

(「トラホーム」予防法の一部改正)

第九条 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改める。

第四条第二項中「市トス」を「市トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。

第十二条中「市ノ長」を「市ノ長又ハ特別区ノ長」に改める。

(寄生病予防法の一部改正)

第十条 寄生病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改め、同条第二項中「市トス」を「市トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。

第七条ノ三中「市ノ長」を「市ノ長若ハ特別区ノ長」に改める。

(予防接種法の一部改正)

第十一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(東京都の区に存する区域にあつては保健所長とする。以下同じ。)」を削り、「東京都の区に存する区域の保健所を「特別区」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

(結核予防法の一部改正)

第二十四条 削除

第十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。)」を削り、「都の区に存する区域及び」を「特別区及び」に改める。

第十三条第三項中「都の区に存する区域」を「特別区」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

(清掃法の一部改正)

第十三条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(特別区に存する区域にあつては、都)を削る。

第六条第一項中「(特別区に存する区域にあつては、都)を削る。

第七条第一項中「(特別区に存する区域にあつては、都知事。以下同じ。)」を削る。

(屋外広告物法の一部改正)

第十四条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(特別区の特例)

第七条の三 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるもの

は、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条の二」を「第九十七号の三」に改める。

第二条第二十一号ただし書中「指定都市の区域」を「指定都市又は特別区の区域」に改め、「同条第三項の下に」又は「第九十七号の三」を「指定都市又は特別区の長」に改める。

第十一条第一項中「(都の特別区に存する区域においては、都以下本条において同様とする。)」を削る。

第六十九条中「(都の特別区に存する区域においては、都)を削る。

第七十条第二項中「(特別区を含む。以下この章において同様とする。)」を削る。

第六章中第九十七号の二の次に次の一条を加える。

(特別区の特例)

第九十七号の三 特別区においては、第四十一条の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせる

ために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の規定は、特別区に置かれる建築主事の権限に属しない特別区の区域における事務をつかさどらせるために、都が都知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(道路運送法の一部改正)

第十六条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第三項第一号中「都知事(特別区の区域に限る。又は)を削る。

(住民登録法の一部改正)

第十七条 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「道府県」に

る規定は、都に「道府県」を「道府県」に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に改め、「都吏員」との下に、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ消費税」、「市町村長」又は「市町村吏員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ消費税」、「特別区長」又は「特別区所属の都吏員又は特別区吏員」とを加え、同条第三項中「市町村」の下に「及び特別区」を加える。

第七百三十四条第一項から第三項までを次のように改める。

都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四條第二項に掲げるものを課するほか、第一條第二項の規定にかかわらず、第五條第二項第二号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第一條第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第四條第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二 第四條第二項第一号に掲げる税及び第五條第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人等に対して課するもの

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（法人等に対して課する道府県民税に関する部分の

規定を除く。）及び第二款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税をあわせて一の税とみなして、第三章第一節（個人に対して課する市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。

この場合においては、第二章第一節第一款及び第二款中「道府県」、「道府県民税」若しくは「道府県知事」又は「市町村」若しくは「市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」若しくは「都知事」又は「特別区」若しくは「特別区長」と、第三章第一節中「市町村」、「市町村民税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、第三百二十二条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、二千四百円）」と、同条第二項中「四千円」とあるのは「四千六百円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、四千円）」と、同条第三項中「百分の八・一」又は「百分の九・七」とあるのは、それぞれ「百分の十三・五」又は「百分の十六・二」と、第三百二十一条の第八十項中「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額及び第五十三條第十項の控除の限度額で政

令で定めるもの」とあるのは「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」と読み替えるものとする。

第七百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七百三十五條中「できる外、市町村が課することができる」を「で

令で定めるもの」とあるのは「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」と読み替えるものとする。

第七百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七百三十五條中「できる外、市町村が課することができる」を「で

令で定めるもの」とあるのは「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」と読み替えるものとする。

第七百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七百三十五條中「できる外、市町村が課することができる」を「で

きるほか、第一條第二項の規定にかかわらず、第五條第四項及び第五項第一号に掲げる」に改める。

第七百三十六條を次のように改める。

（特別区における特例）

第七百三十六條 第一條第二項の規定によつてこの法律中市町村に関する規定を特別区に準用する場合

においては、第五條第二項中

「一 特別区民税
二 特別区たばこ消費税
三 特別区自動車税
四 特別区ガス税
五 特別区電気ガス税
六 特別区木材引取税
七 特別区水利地益税
八 特別区共同施設税
九 特別区国民健康保険税」とあるのは

「一 特別区民税
二 特別区たばこ消費税
三 特別区自動車税
四 特別区ガス税
五 特別区電気ガス税
六 特別区木材引取税
七 特別区水利地益税
八 特別区共同施設税
九 特別区国民健康保険税」とあるのは

「一 特別区民税
二 特別区たばこ消費税
三 特別区自動車税
四 特別区ガス税
五 特別区電気ガス税
六 特別区木材引取税
七 特別区水利地益税
八 特別区共同施設税
九 特別区国民健康保険税」とあるのは

（旧東京都制の効力）

2 地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制第八十九條から第九十一條まで及び第九十八條の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる事務及び第二百八十一条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に關しては、その適用はないものとする。

（特別区の議会の議員定数の定限に關する経過措置）

3 特別区の議会の議員の定数の定限は、改正後の地方自治法第二百八十一条の二の規定にかかわらず、次の一般選挙までなお従前の例による。

（地方税法の規定の適用）

4 改正後の地方税法の規定は、特別区たばこ消費税、電気ガス税及び鉦産税に關する部分は昭和四十年四月一日以後に係る分から、その他の部分は昭和四十年四月一日前に係る分又は昭和三十九年度分までの地方税については、なお従前の例による。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に關する法律案

一、奄美群島復興特別措置法の一部

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に關する法律案

一、奄美群島復興特別措置法の一部

を改正する法律案

昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

昭和三十八年度特別会計補正予算（特第三号）により昭和三十八年度の交付税及び議与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち、当該額以内の額を昭和三十八年度内に交付しない、これを地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）第六條第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十九年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奄美群島復興特別措置法

本則中「復興計画」を「振興計画」に改める。

第一条中「図」とともに「を」を「図」と改め、及び主要産業の育成等の措置を講ずることにより」に改める。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

振興計画は、次に掲げる事業につき定めるものとする。

一 糖業、林業、畜産等の主要産業の振興事業

二 道路、港湾等の産業基盤施設の整備事業

三 防災及び国土保全施設の整備事業

四 文教施設の整備事業

五 保健、衛生及び社会福祉施設の整備事業

六 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興に關し必要な事業

前項の振興計画は、昭和三十九年度を初年度として五箇年を目途

として達成されるような内容のものでなければならぬ。

第三条第二項中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島復興審議会」に改め、同条第五項を削る。

第四条（見出しを含む）中「復興実施計画」を「振興実施計画」に改め、同条第二項中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島復興審議会」に改め、同条第四項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出し中「経費の支弁及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「産業復興」を「産業振興」に改め、同項第五号中「復興」を「振興」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条（見出しを含む）中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島復興審議会」に、「復興」を「振興」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十條の二（見出しを含む）中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興信用基金」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「次条第六項」を「次条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第十條の三第一項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同条第十項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項から第六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前条第六項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項の次に次の三項を加える。

3 国は、前項の融資業務に要する資金に充てるため、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して

出資することができる。

4 基金は、前項の規定による国の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 基金は、必要があるときは、自治大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

第十條の五中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島復興特別措置法」に、「第十條の二第四項及び第六項、第十條の三第四項から第六項まで」を「第十條の二第四項、第十條の三第五項及び第七項から第九項まで」に、「第十條の二第九項」を「第十條の二第八項」に、「第十條の二第八項」を「第十條の二第七項」に改める。

第十一條中（第五條第三項（同条第四項において準用する場合を含む）の規定により工事に係る予算の執行を除く）を削る。

附則第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表

事業	業 区 分	国の負担又は補助の割合
道 路	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の八から十分の九まで
	河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川若しくはその他の河川	

河 川	砂 防	十分の九
又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸に関する工事で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に関する工事で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の九

港 湾	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同法同条項に規定する港湾施設用地の取得及び整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の十
漁 港	漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条に規定する基本施設、漁港の利用及び管理上重要な輸送施設又は漁業用通信施設の新設及び改良並びに同法同条に規定する漁港施設用地の取得及び整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の十
海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の九
土 地 改 良	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の四・五から十分の七・五まで

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の奄美群島復興特別措置法(以下「新法」という。)第四条の規定による昭和三十九年度に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、新法第三条第二項の規定による復興計画の決定の日から、二月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

第三条 この法律による改正前の奄美群島復興特別措置法(以下「旧法」という。)第四条の規定による復興実施計画に基づく事業で、昭和

和三十一年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なお従前の例による。ただし、自治大臣は、復興実施計画の変更について認可しようとするときは、あらかじめ奄美群島復興審議会の意見を聞かなければならない。

第四条 自治大臣は、旧法第六条第一項の規定により国が経費を支弁して実施した道路、河川、砂防、港湾、漁港及び海岸に係る事業に伴い取得した国有財産(旧法第五条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による港湾工事によつて生じた国有財産を除く。)で大蔵大臣との協議により定めるものを、国有財産法(昭和

二十三年法律第七十三号)第八条及び第二十八条の規定にかかわらず、関係地方公共団体に譲与することができる。

2 旧法第五条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による港湾工事によつて生じた土地、工作物又は港湾施設の管理については、なお従前の例による。

3 自治大臣は、旧法第六条第一項の規定により国が経費を支弁して実施した道路、河川、砂防、港湾、漁港及び海岸に係る事業に伴い取得した国の物品で大蔵大臣との協議により定めるものを、関係地方公共団体に譲与することができる。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十条に規定する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、鹿児島県の職員となるものとする。

第六条 前四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興特別措置法」に、「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島復興特別措置法」に改め、同条第二十四号ノ二中「奄美群島復興信用基金」を

「奄美群島復興信用基金」に、「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島復興特別措置法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

林業施設	林道、林地荒廃防止施設その他林地若しくは森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失若しくは崩壊の防備、なだれ若しくは落石の危険の防止又は火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の三から十分の六・五まで
文教施設	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改築、これらのものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の六から十分の八まで
保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	三分の一から三分の二まで
土地区画整理	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	三分の二

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六及び第十条第五号の三中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改める。

第二十三条の四(見出しを含む)中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同条第二項中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改める。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第十三条 甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを「(奄美群島振興実施計画との関係)」に改め、同条中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「復興実施計画」を「振興実施計画」に改める。

第二部

地方行政委員会會議録第三号

昭和三十九年二月四日

【参議院】

昭和三十九年二月七日印刷

昭和三十九年二月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局